

## 食品衛生月間街頭キャンペーンについて

毎年8月を食品衛生月間とし、全国一斉に食品等事業者及び消費者に対し、食品衛生思想の普及・啓発の推進を図るための事業が展開されます。

本市におきましても、7月から2か月間は、夏期食品等一斉取締りを実施していますが、食品衛生月間中に、下記のとおり街頭キャンペーンを実施しますのでお知らせします。

### 記

#### 1 近鉄奈良ビル（近鉄奈良駅）前

##### (1) 日時

平成17年8月4日（木）午前10時30分から約1時間

##### (2) 実施機関

奈良市保健所、奈良食品衛生協会 約15名

##### (3) 行事内容

出入り口周辺において、食中毒予防啓発テープで啓発啓発物品（キズテープ・ティッシュペーパー）の配布

#### 2 奈良ファミリー（2階連絡通路側）入り口付近

##### (1) 日時

平成17年8月9日（火）午前10時から約1時間

##### (2) 実施機関

奈良市保健所、奈良食品衛生協会、株式会社近鉄百貨店、イオン株式会社、専門店及び株式会社ダイヤモンドファミリー（事務局） 約20名

##### (3) 行事内容

1に同じ

#### 食品衛生月間中のその他の行事

##### 1 街頭キャンペーン

近鉄富雄駅においても実施します。

##### 2 広報活動

期間中に広報車による食中毒予防街頭宣伝を行います。

## 平成17年度奈良市食品衛生月間実施要領【概要】

### 1 趣 旨

近年、夏期に腸炎ビブリオをはじめ、サルモネラ属菌、カンピロバクターといった細菌による食中毒が全国で多発し、規模の大きい食中毒事例も多発している。

このような状況の中、市民が健康で安心できる食生活をおくるためには、食品等事業者はもとより市民に対する食品衛生思想の普及・啓発、食品の安全性に関する情報提供及びリスクコミュニケーションの推進を図ることが必要不可欠である。

このため、本年度においても、8月を食品衛生月間と定め、食品衛生思想の普及・啓発をより一層強力に推進するものである。

### 2．実施機関

- (1) 主催 奈良市
- (2) 協賛 奈良食品衛生協会

### 3．実施期間

平成17年8月1日(月)から8月31日(水)までの1月間

### 4．実施方法

次に掲げる事項を市保健所で行うが、協賛団体である奈良食品衛生協会の実状に即した計画を作成し、この運動の推進を図る。

- (1) 自動車による広報活動の実施
- (2) 食品衛生月間ポスターの貼付
- (3) 食品衛生関係チラシ等の配布
- (4) 食品衛生監視員による監視及び指導の強化並びに食品衛生思想の普及
- (5) 消費者及び食品等事業者に対する講習会の実施
- (6) その他

奈良市保健所生活衛生課

電話 : 0742 - 23 - 6172